

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令新旧対照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>第二百二十五条の二第三号の規定による基準</u></p> <p>三 （略）</p> <p>四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 <u>第九十四条の二第二号、第二百二十五条の二第二号及び第二百二十二条の規定による基準</u></p> <p>五〇九 （略）</p> <p>（定義）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>第二百二十五条の二第一項第三号の規定による基準</u></p> <p>三 （略）</p> <p>四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 <u>第九十四条の二第二号、第二百二十五条の二第一項第二号及び第二百二十二条の規定による基準</u></p> <p>五〇九 （略）</p> <p>（定義）</p>

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十五 (略)

十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第九十四条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十五 (略)

十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第九十四条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能

型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基

型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練と

準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第二百二十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

みなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第二百二十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数等に関する特例)

第二十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数等に関する特例)

第二十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援

B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）
（指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第五十六条第六項及び第七項、第六十六条第六項、第七十五条第四項及び第五項並びに第八十六条第四項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2
(略)

B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）
（指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第五十六条第六項及び第七項、第六十六条第六項、第七十五条第四項及び第五項並びに第八十六条第四項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2
(略)

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年二月三日厚生労働省令第十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十四条の八）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第五十四条の二、第五十四条の六第一号（第七十一条の四にお</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十四条の七）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第五十四条の二、第五十四条の六第一号、第五十四条の七第二</p>

いて準用する場合を含む。)、第五十四条の七第二号(第七十一条の四において準用する場合を含む。)、第五十四条の八第四号(第七十一条の四において準用する場合を含む。)、及び第七十一条の二の規定による基準

二 (略)

三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第五十四条の四、第五十四条の八第二号(第七十一条の四において準用する場合を含む。)、及び第六十九条(第七十一条の四において準用する場合に限る。)、の規定による基準

四〇八 (略)

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一 (略)

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)、第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条

号及び第七十一条の二の規定による基準

二 (略)

三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第五十四条の四及び第六十九条(第七十一条の四において準用する場合に限る。)、の規定による基準

四〇八 (略)

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一 (略)

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)、第七十七条に規定する指定生活介護の事業、同令第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、同令第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、同令第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事

に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（準用）

第五十四条の五 第四条、第七条及び前節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所につ

業、同令第八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同令第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同令に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（準用）

第五十四条の五 第四条、第七条及び前節（第十一条、第二十三条第二項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該

いては適用しない。

一・二 (略)

(指定通所介護事業所に関する特例)

第五十四条の七 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の五(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一〇三 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第五十四条の八 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一・二 (略)

(指定通所介護事業所に関する特例)

第五十四条の七 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の五(第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一〇三 (略)

び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生
活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当
児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四
において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサー
ビスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別
区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に
関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号
。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓

練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とする。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数で

あるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條において準用する第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第六十三條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第六十三條第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(設備)

第七十一条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條において準用する第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第六十三條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第六十三條第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(設備)

第七十一条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの

提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第七十一条の四 第七条、第十二条から第二十二條まで、第二十五條第二項、第二十六條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第五十四條の六から第五十四條の八まで、第六十三條、第六十五條、第六十九條及び第七十條(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第七十一条の四 第七条、第十二条から第二十二條まで、第二十五條第二項、第二十六條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第五十四條の六、第五十四條の七、第六十三條、第六十五條、第六十九條及び第七十條(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。）のう</p>	<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同法第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）（以下「自立訓練等」という。）が提供されていないこと等により自立訓練等を受けることが困難な障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法（平成九年法律第二百二十</p>

ち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を行う場合に、当該通いサービスを自立訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当自立訓練事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第六十六条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）とみなして行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第六十四条を除く。）及び第十章第五節（第七十三条を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用しない。

三号）に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）又は障害児（以下「障害者等」という。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を行う場合に、当該通いサービスを自立訓練等と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当自立訓練事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第六十六条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。）若しくは基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第七十一条の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。）とみなして行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第六十四条を除く。）及び第十章第五節（第七十三条を除く。）並びに指定通所支援基準第二章第五節（第六十七条を除く。）並びに指定通所支援基準第二章第五節（第五十四条の五（第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項並

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定に

びに第二十七条の規定を準用する部分に限る。）を除く。）及び第四章第五節（第七十一条の四（第二十七条及び第七十条（第一項を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用せず、指定通所支援基準第五十四条の五において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」とする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービス）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者等の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定に

より基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者等に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所(指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

より基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練等とみなされる通いサービスを受ける障害者等に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所(指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、障害児入所施設(児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう)。

2
(略)

2
(略) | その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。